# 宇佐市地域防災計画

地震·津波対策編

令和6年3月

宇佐市防災会議

# 第1部 災害予防

<u>第1章</u>	<u> 災害予防の基本方針等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	3
第1節	災害予防の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2節	災害予防の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2章	<u>災害に強いまちづくり</u>	9
第1節	被害の未然防止事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	災害危険区域の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	防災施設の災害予防管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	都市・地域の防災環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第5節	建築物等の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第6節	公共施設等の災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	特殊災害の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の連携協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第9節	防災調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第 10 節	社会資本の老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第3章	災害に強い人づくり	
第1節	自主防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	防災訓練	
第3節	防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第5節	要配慮者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
第6節	帰宅困難者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第7節	市民運動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

<u>第4章</u>	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置・・47
第1節	初動体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・49
第2節	活動体制の確立・・・・・・・・・・・53
第3節	津波からの避難に関する事前の対策・・・・・・・・56
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための
	事前措置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・60
第5節	救助物資の備蓄61
	<u>第2部 災害応急対策</u>
<u>第1章</u>	災害応急対策の基本方針等65
第1節	災害応急対策の基本方針67
第2節	市民に期待する行動67
第3節	災害応急対策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・68
第2章	活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
第1節	組織71
第2節	動員配備78
第3節	通信連絡手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・82
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び
	関係機関への伝達・・・・・・・・・・・・・・・・83
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達89
第6節	災害救助法の適用及び運用・・・・・・・・・・・・・92
第7節	県への応援要請・・・・・・・・・・・・・・・・92
第8節	広域的な応援要請92
第9節	自衛隊への災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・92
第 10 節	他機関に対する応援要請‥‥‥‥‥‥‥ 93
第 11 節	技術者、技能者及び労働者の確保93
第 12 節	ボランティアとの連携・・・・・・・・・・・93
第 13 節	帰宅困難者対策·····93
第 14 節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給 · · · · · · · 94

第 15 節	交通確保・輸送対策・・・・・・・・・・・・・・94
第 16 節	障害物の除去94
第 17 節	広報活動·災害記録活動······94
第3章	<u>生命・財産への被害を最小限とするための活動 · 95</u>
第 1 節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等・・・・・・97
第2節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導・・・・・・99
第3節	津波からの避難・・・・・・・・・・・104
第4節	救出救助108
第5節	救急医療活動110
第6節	消防活動110
第7節	二次災害の防止活動・・・・・・・・・・110
<u>第4章</u>	被災者の保護・救援ための活動111
第1節	避難所運営活動113
第2節	要配慮者(避難行動要支援者)対策113
第3節	避難所外被災者の支援・・・・・・・・・113
第4節	食料供給113
第5節	給水
第6節	被服寝具その他生活必需品給与・・・・・・・・114
第7節	医療活動114
第8節	保健衛生活動114
第9節	災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理114
第 10 節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬・・・・・・114
第 11 節	住宅の供給確保等・・・・・・・・・・・115
第 12 節	文教対策115
第 13 節	社会秩序の維持・物価の安定等・・・・・・・・115
第 14 節	義援物資の取扱い・・・・・・・・・115
第 15 節	被災動物対策115

<u>第5章</u>	社会基盤の応急対策・・・・・・・・・・ 117
第1節	電気、上・下水道、電話の応急対策・・・・・・・119
第2節	道路、河川、都市公園、漁港、鉄道の応急対策・・・・ 119
	<u>第3部 災害復旧・復興</u>
<u>第1章</u>	災害復旧・復興の基本方針
第2章	公共土木施設等の災害復旧・・・・・・・・ 125
第1節	災害復旧事業の施行の基本方針127
第2節	公共土木施設災害復旧事業の推進・・・・・・・・127
第3節	農林水産業施設災害復旧事業の促進・・・・・・・・127
第4節	上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進127
第5節	その他の災害復旧事業の推進・・・・・・・・127
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立・・・ 129
第1節	市民サポートセンター(仮称)の設置 · · · · · · · 131
第2節	り災証明書の発行・・・・・・・・・・・131
第3節	被災者台帳の整備及び情報提供131
<u>第4章</u>	被災者支援に関する各種制度の概要133
第1節	経済・生活面の支援・・・・・・・・・・・・135
第2節	住まいの確保・再建のための支援135
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援・・・・・・135
/s/s —	なけべ中でおり 103
<u>第5章</u>	<u>激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・137</u>
第1節	激甚災害指定の手続き・・・・・・・・・・139
第2節	特別財政援助139

## 第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

<u>第1章</u>	総則143
第1節	推進計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・145
第2節	本市の位置づけ・・・・・・145
第3節	防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急
	対策として行う事務又は業務の大綱・・・・・・・・145
第2章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び
	迅速な救助・・・・・・・・・・・・・147
第1節	
第2節	津波に関する情報の伝達等・・・・・・・・・・・149
第3節	津波対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
第4節	消防機関等の活動・・・・・・・・・・・・・・・・150
第5節	水道、電気、通信、放送各事業者の対応・・・・・・151
第6節	交通対策152
第7節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策・・・・・ 152
第8節	迅速な救助・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
第3章	時間差発生時における円滑な避難の確保等・・・155
第1節	概 要157
第2節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合に
	おける災害応急対策に係る措置・・・・・・・・160
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された
	場合における災害応急対策に係る措置161
第4節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された
	場合における災害応急対策に係る措置165
<u>第4章</u>	関係者との連携協力の確保・・・・・・・・・167
第1節	資機材、人員等の配備手配169
	他機関に対する応援要請170

第3節	帰宅困難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・170
<u>第5章</u>	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・・・ 171
第1節	災害発生時の被害軽減計画・・・・・・・・・・・・・173
第2節	地震防災対策及び災害発生後の応急対策計画・・・・・ 173
<u>第6章</u>	防災訓練····· 175
第7章	地震防災上必要な教育及び広報・・・・・・ 177

## 第1部 災害予防

章·節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
第1章 災害予防の基本方針	節	災害予防の基本的な考え方	5	0	0	0	0	0	0	0	0
等	節	災害予防の体系	7	0	0	0	0	0	0	0	0
	節	被害の未然防止事業	11				0	0			
	節	災害危険区域の対策	16	0			0	0			
	節	防災施設の災害予防管理	17				0	0			
	節	都市・地域の防災環境整備	18	0				0			
第2章	節	建築物の安全性の確保	<u>22</u>		0	0	0	0	0	0	0
災害に強いまちづくり	節	公共施設等の災害予防	<u>24</u>				0	0			
	節	特殊災害の予防対策の推進	<u>26</u>							0	
	8 節	地震防災緊急事業 5 箇年計画の連携 協力	<u>29</u>	0							
	節	防災調査研究の推進	<u>30</u>	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
	節	社会資本の老朽化対策	<u>30</u>	0	0	0	0	0	0	0	0
	節	自主防災組織	35	0						0	$\circ$
	節	防災訓練	40	0					0	0	0
	節	防災教育	42	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
第3章 災害に強い人づくり	第 4 節	消防団・ボランティアの育成・強化	44	0		0	0			0	
	第 5 節	要配慮者の安全確保	45	0		0				0	$\circ$
	節	帰宅困難者の安全確保	46			0					
	第 7 節	市民運動の展開	46	0			0		0		
第4章	節	初動活動の強化	49	0	0	0	0	0	0	0	0
迅速かつ円滑な災害 応急対策のための事	第 2 節	活動体制の確立	53	0	0	0	0	0	0	0	0
前措置	第 3 節	津波からの避難に関する事前の対策	56	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$

			本	市	福	経	建	教	消	両
			部	民生	祉 保	済	設	育	防	支
章•節	項目	頁	対	活	健	対	対	対	対	所対
			策	対策	対策	策	策	策	策	策
			班	班	班	班	班	班	班	班
第 2	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施 のための事前措置の充実	60	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	救助物資の備蓄	61	0			0				0

#### 第2部 災害応急対策

第2部 災害	心心	3.7000	•		r .	r	r ,_	r			<b>-</b>
章・節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
第1章	第 1 節	災害応急対策の基本方針	67	0	0	0	0	0	0	0	0
第1章 災害応急対策の基本 方針等	節	市民に期待する活動	67	0	0	0	0	0	0	0	0
) J = 1 <del>( )</del>	第 3 節	災害応急計画の体系	68	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 1 節	組織	71	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 節 第	動員配備	78	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 3 節	通信連絡手段の確保	82	0				0		0	0
	第 4 節	気象庁が発表する地震・津波情報の収 集及び関係機関への伝達	83	0				0		0	0
	第 5 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	89	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 6 節	災害救助法の適用及び運用	92			0					
第2章	第 7 節	県への応援要請	92	0							
活動体制の確立	第 8 節	広域的な応援要請	92	0							
	第 9 節	自衛隊への災害派遣要請	92	0							
	第 10 節	他機関に対する応援要請	93	0							
	節	技術者・技能者及び労働者の確保	93	0							
	節	ボランティアとの連携	93			0					
	節	帰宅困難者対策	93			0					
	第 14 節	応急用・復旧用物資及び資機材調達 供給	94	0							

章•節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
	第 15 節	交通確保·輸送対策	94	0				0		0	
	第 16 節	障害物の除去	94					$\circ$			
	第 17 節	広報活動・災害記録活動	94	$\circ$							
	第 1 節	地震・津波に関する情報の住民への伝 達等	97	0							$\circ$
	第 2 節	地震・津波に関する避難の指示等及び 誘導	99	0	0	0	0	0	0	0	0
第3章	第 3 節	津波からの避難	104	0	$\circ$	$\circ$	0	0	0	0	0
生命・財産への被害 を最小限とするための	第 4 節	救出救助	108			0				0	
活動	第 5 節	救急医療活動	110			0				0	
	第 6 節	消防活動	110	0						0	
	第 7 節	二次災害の防止活動	110	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 1 節	避難所運営活動	113		$\circ$				0		$\circ$
	第 2 節	要配慮者(避難行動要支援者)対策	113	$\circ$		0				0	
	第 3 節	避難所外被災者の支援	113		0	0					
	第 4 節	食料供給	113				0				
	節	給水	113					0			
第4章	第 6 節	被服寝具その他生活必需品給与	114				0				
被災者の保護・救援のための活動	第 7 節	医療活動	114			0					
0万(20)0万(日到)	第 8 節	保健衛生活動	114			0					
	第 9 節	災害廃棄物・し尿・生活ごみの処理	114		0						
	第 10 節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び 埋葬	114	0	0	0				0	
	第 11 節	住宅の供給確保	115		0			0			
	第 12 節	文教対策	115						0		
	第 13 節	社会秩序の維持・物価の安定等	115	0							

章·節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
	第 14 節	義援物資の取扱	115	0							
	第 15 節	被災動物対策	115		$\circ$						$\circ$
第5章	第 1 節	電気・上下水道・電話の応急対策	119					0			
社会基盤の応急対策	第 2 節	道路・河川・都市公園・漁港・鉄道の応 急対策	119					0			

#### 第3部 災害復旧・復興

おうい 火戸1											
章·節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
第1章 災害復旧・復興の基本方針			123	$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$
第2章 公共土木等の災害復 旧	第 1 節	 災害復旧事業の施行の基本方針 	127	$\bigcirc$	0	0	0	0	0	0	$\circ$
	第 2 節	公共土木施設災害復旧事業の推進	127	$\circ$			0	0			
	第 3 節	農林水産業施設災害復旧事業の促進	127	$\bigcirc$			0				
		上水道、簡易水道施設災害復旧事業 の推進	127	0				$\circ$			
	第 5 節	その他の災害復旧事業の推進	127	0				$\circ$	0		
第3章	第 1 節	市民サポートセンター(仮称)の設置	131		0	0					
被災者・被災事業者 の自立支援体制の確 立	第 2 節	り災証明書の発行	131		0						
	節	被災者台帳の整備及び情報提供	131		0	0					
第4章 被災者支援に関する 各種制度の概要	節	 経済・生活面の支援 	135	$\circ$	0	0			0		
	第 2 節	住まいの確保・再建のための支援	135		0	0		$\circ$			
	第 3 節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	135				0				
第5章 激甚災害の指定	節	激甚災害指定の手続き	139	$\circ$		0	0	0	0		
	第 2 節	特別財政援助	139	$\circ$		$\circ$	0	$\circ$	0		

#### 第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4日   円/再ドノ 章・節		リノ地震的火利泉推進計画 項目	頁	本 部 対	市民生活対	福祉保健対	経 済 対	建 設 対	教 育 対	消 防 対	両支所対
				策 <u>班</u>	策班	策班	策 班	策 班	策 <u>班</u>	策 班	策 班
第1章 総則	節	推進計画の目的	145	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 節	本市の位置づけ	145	$\bigcirc$	0	0	0	$\bigcirc$	0	0	0
	第 3 節	防災関係機関が地震・津波発生時 の災害応急対策として行う事務又は 業務の大綱	145	$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	0
	節	津波からの防護のための施設の整備等	149				0	$\circ$			
	第 2 節	津波に関する情報の伝達等	149	0	0	0	0	0	0	0	0
	節	津波対策等	150	0	0	0	0	0	0	0	0
第2章 津波からの防護、円 滑な避難の確保及び 迅速な救助	節	消防機関等の活動	150							$\circ$	
		水道、電気、通信、放送各事業者の対 応	151					$\circ$			
	第 6 節	交通対策	152					$\bigcirc$			
	第 7 節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	152	$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	0
	第 8 節	迅速な救助	154	$\bigcirc$		$\circ$				0	
	第 1 節	概要	157	$\bigcirc$	0	0	0	$\bigcirc$	0	0	$\circ$
第3章	匆	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	0
時間差発生時における円滑な避難の確保等	第 3 節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震 警戒)が発表された場合における災害 応急対策に係る措置		0	0	0	0	0	0	0	0
	布	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害 応急対策に係る措置		$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	0
第4章 関係者との連携協力 の確保	第 1 節	資機材、人員等の配備手配	169	0			0				
	第 2 節	他機関に対する応援要請	170	$\circ$							
	第 3 節	帰宅困難者への対応	170			0					
第5章	第	災害発生時の被害軽減計画	173	0	0	0	0	0	0	0	0

章·節		項 目	頁	本部対策班	市民生活対策班	福祉保健対策班	経済対策班	建設対策班	教育対策班	消防対策班	両支所対策班
地震防災上緊急に 整備すべき施設等の 整備	第 2 節	地震防災対策及び災害発生後の応急 対策計画	173	$\bigcirc$				$\circ$			
第6章 防災訓練			175	$\bigcirc$	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$
第7章 地震防災上必要な教育及 び広報			177	$\circ$							